



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*11 私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則  
(文化学術課)..... 1

\*12 和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則  
( " )..... 1

### ○ 告示

196 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 2

197 グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必  
要な資格等 (警察本部)..... 2

198 紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な  
資格等 ( " )..... 6

### ○ 公安委員会告示

13 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 ..... 9

14 " ..... 10

### ○ 訓令

\*5 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 10

### ○ 公告

入札公告 (警察本部)..... 11

" ( " )..... 14

## 規 則

### 和歌山県規則第11号

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則(昭和48年和歌山県規則第10号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県規則第12号

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般競争入札の公告等) 第3条 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、県報に登載することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指名競争入札の公示等) 第4条 略 2・3 略 4 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に行うものとする。ただし、急を要すると認められる場合は、その期間を10日までに短縮することができるものとする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(一般競争入札の公告等) 第3条 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合における当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前)に、県報に登載することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指名競争入札の公示等) 第4条 略 2・3 略 4 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前)に行うものとする。ただし、急を要すると認められる場合は、その期間を10日までに短縮することができるものとする。</p> <p>5・6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700980	合同会社富美香	紀の川市打田1478-5	就労継続支援B型	合同会社富美香	紀の川市北大井376-1	令和7.4.1

和歌山県告示第197号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務

## (2) 調達役務の内容

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用のシステムであって、仮想サーバ環境で動作するものを構築又は再構築した実績を有すること。

(イ) 10拠点以上から接続されるシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用のサーバ機器又はシステムをレンタル又はメンテナンスリースで行った実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にシステムの開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

## 3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していない

もの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以

内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)の(カ)に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、(1)の(ア)又は(イ)に掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。

(3) (1)の(ア)及び(イ)に掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年3月25日（火）から同年5月9日（金）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年3月25日（火）から同年4月8日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の(1)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類を除く。）

令和7年3月25日（火）から同年4月14日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる(ウ)、(オ)及び(キ)の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、同年4月14日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の(1)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類に限る。）

令和7年3月25日（火）から同年4月7日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、同年4月7日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年4月28日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和7年5月1日（木）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年5月9日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

### 和歌山県告示第198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本周 平

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 調達役務の名称

紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務

##### (2) 調達役務の内容

紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る機器等更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用のシステムを冗長化構成（サーバ又はネットワークによる冗長化構成）で構築又は再構築した実績を有すること。

（イ）10拠点以上で構成されるシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）10拠点以上で構成されるシステムの機器（サーバ機器及びネットワーク機器を含む。）につい

て、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にシステムの開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち機器等更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のク及びケに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の(1)のクに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者に機器等更新体制が整備されていることを証明する機器等更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

## イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類については機器等更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類については貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(サ) 申請者に機器等更新体制が整備されていることを証明する機器等更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和7年3月25日(火)から同年5月9日(金)までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(令和7年3月25日(火)は、午後1時から午後5時まで)の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年3月25日(火)から同年4月8日(火)までの県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(令和7年3月25日(火)は、午後1時から午後5時まで)の

間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の(1)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類を除く。）

令和7年3月25日（火）から同年4月14日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の(1)のア及びイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、同年4月14日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の(1)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類に限る。）

令和7年3月25日（火）から同年4月7日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に5に掲げる場所に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、同年4月7日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年4月28日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和7年5月1日（木）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年5月9日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

#### 1 指定した医師の氏名等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地

山田信一	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
梶本賀義	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

和歌山県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

1 指定した医師の氏名等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
岡村和哉	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
森田佳寛	和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31番地	
小瀬朝海	同上	同上	
朝井廉	同上	同上	
山野井亮太	同上	同上	
大星裕司	同上	同上	
糸川秀彰	紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25番1号	
上西優介	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811 番地 1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に定める病気にかかっている者
辻富基美	わかやま友田町クリニック	和歌山市友田町四丁目130番地 A tower2階207-2号室	
大谷和正	おおたにクリニック	御坊市名田町野島1番地7	
山田信一	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
梶本賀義	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地	

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁中一般  
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費、貸付金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、<u>公課費並びに繰出金の支出命令及び戻入の審査（次条に規定する経費に係る支出命令及び戻入の審査を除く。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の審査第一班長及び審査第二班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、<u>使用料及び賃借料、工事請負費（250万円以下のものに限る。）</u>、<u>原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査（次条に規定する経費に係る支出命令及び戻入の審査を除く。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 公 告

### 入 札 公 告

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和12年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア グループウェアシステム更新委託業務

契約日から令和8年3月31日（火）までの間

イ グループウェアシステム賃貸借業務

令和8年1月1日（木）から令和13年2月28日（金）までの間

(4) 調達役務の内容

グループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第197号に規定するグループウェアシステム更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和7年3月25日（火）から同年5月9日（金）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年3月25日（火）から同年5月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）。

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年3月25日（火）から同年4月8日（火）まで（同年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和7年5月12日（月）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年5月9日（金）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下

「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年5月9日（金）午前9時から同月12日（月）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するも

のとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Terminals of Groupware System for Wakayama Prefectural Police and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Monday 12 May 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Friday 9 May 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Friday 9 May 2025 to 9:45 a.m. Monday 12 May 2025)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp

---

入札公告

紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和12年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 紀州NETサーバ機器等更新委託業務

契約日から令和8年3月31日（火）までの間

イ 紀州NETサーバ機器等賃貸借業務

令和8年3月1日（日）から令和13年2月28日（金）までの間

(4) 調達役務の内容

紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第198号に規定する紀州NETサーバ機器等更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和7年3月25日（火）から同年5月9日（金）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年3月25日（火）から同年5月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年3月25日（火）は、午後1時から午後5時まで）。

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年3月25日（火）から同年4月8日

(火)まで(同年3月25日(火)は、午後1時から午後5時まで)の間に情報管理課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

#### 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

##### イ 入札日時

令和7年5月12日(月) 午前11時

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年5月9日(金)午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年5月9日(金)午前9時から同月12日(月)午前10時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

#### 16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Wakayama Prefectural Police Information System, "Kishu NET", and equipment lease

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Monday 12 May 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Friday 9 May 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Friday 9 May 2025 to 10:45 a.m. Monday 12 May 2025)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp